

神奈川県看護協会 医療安全対策課
患者安全警報 No.7
＜ 看護業務の法令遵守について ＞

当看護協会では、平成18年9月8日、ホームページ上で「無資格助産行為に関して」声明を出しました。助産業務については、厚生労働省より(注1)平成14年11月14日(医政看発1114001)、(注2)平成16年9月13日(医政看発0913002)の2度にわたり看護課長通知が出されており、医師・助産師以外の者が助産行為をしてはならないことを周知されています。これからも行政ならびに日本助産師会神奈川県支部等の各関係機関と連携をとり情報収集に努めていくとともに、法律遵守に基づき、会員の皆様と共に安心・安全なお産を提供することを推進することを目指しております。

また、日本看護協会では、平成18年9月11日、「安全・安心そして満足なお産の提供に関する日本看護協会の声明」を出しました。

「安全・安心そして満足なお産の提供に関する日本看護協会の声明」のポイント

1. 安全・安心そして満足なお産のために業務基準の徹底を図ります
～助産業務基準の徹底と情報の提供～
2. 助産師の就業を促進し、お産や育児支援における活躍を支援します
～助産師の確保と職場環境の改善～
3. 産科医師と連携・協働し、よりよい産科医療の提供を目指します
～周産期医療提供体制の整備と助産師の活用～
4. 助産師の能力開発のための研修を整備・強化します
～助産師の能力開発～

これまで17年10月、厚生労働省医政局長宛に「安全なお産を保証する助産体制のあり方に関する要望書」、同年11月、同省の「医療安全確保にむけた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会」において、①助産は医師及び助産師しかできない行為であること、②医療安全確保の観点からも法令の遵守を徹底するべきであること、③助産師の確保及び活用方策等について提言しています。

私達が行う看護業務は、「看護業務は保健師助産師看護師法により規定され、かつ看護倫理に基づいて実践されること」、「医師の指示の実施に際しては医療行為の理論的根拠と倫理性、患者にとっての適切な手順、医療行為による患者の反応の観察、について看護独自の判断が必要である」と明言しています。

各施設で実践されている医療従事者の業務について、看護業務基準や関連法と照らし合わせ、現状を把握し、組織全体で点検・検討することをお勧めします。

資料1：厚生労働省医政局看護課長通知

○助産師業務について

平成14年11月14日（医政看発 1114001）

厚生労働省医政局看護課長から鹿児島県保健福祉部長宛

照 会

下記の行為については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第3条で規定する助産であり、助産師又は医師以外の者が行ってはならないと解するが、貴職の意見をお伺いしたい。

記

- 1 産婦に対して、内診を行うことにより、子宮口の開大、児頭の回旋等を確認すること並びに分娩進行の状況把握及び正常範囲からの逸脱の有無を判断すること。
- 2 産婦に対して、会陰保護等の胎児の分娩の介助を行うこと。
- 3 胎児の娩出後に、胎盤等の胎児付属物の娩出を介助すること。

回 答

貴見のとおりと解する。

○産婦に対する看護師業務について

平成16年9月13日（医政看発 0913002）

厚生労働省医政局看護課長から愛媛県保健福祉部長宛

照 会

下記の行為については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する診療の補助には該当せず、同法第3条に規定する助産に該当すると解するが、貴職の意見をお伺いしたい。

記

産婦に対して、子宮口の開大、児頭の下降度等の確認および分娩進行の状況把握を目的として内診を行うこと。

但し、その際の正常範囲からの逸脱の有無を判断することは行わない。

回 答

貴見のとおりと解する。

1 安全・安心そして満足なお産のために業務基準の徹底を図ります

～助産業務基準の徹底と情報の提供～

- ・現場の看護者に対して、あらためて内診等の助産業務は必ず助産師が実施するように業務基準の周知徹底を啓発していきます。また、名札・職名入りバッチ、ユニフォームの色などの工夫により、看護者の助産師資格の有無について、妊産婦や家族への情報提供を推進します。
- ・全国の助産師に呼びかけ、「正常なお産」は助産師が積極的に引き受け、妊娠・分娩・産褥の一連のプロセスにおいて妊産婦に寄り添い、安全・安心・満足のいくお産になるよう支援していきます。

2 助産師の就業を促進し、お産や育児支援における活躍を支援します

～助産師の確保と職場環境の改善～

- ・産科医師と連携して職場環境を見直し、助産師の離職防止、定着促進を図ります。
- ・都道府県ナースセンターに相談専門員を置くなど人材確保事業を強化し、資格を有しながら助産師として就業していない潜在助産師の就業を促進します。
- ・適正な助産師の養成数や配置について検討していきます。

3 産科医師と連携・協働し、よりよい産科医療の提供を目指します

～周産期医療提供体制の整備と助産師の活用～

- ・医療現場では、産科医師との連携・協働のもと「助産師外来」や「院内助産」の開設を促進し、妊産婦及び家族の個別のニーズに合わせた満足度の高いお産や育児支援のための体制づくりを支援していきます。
- ・国及び都道府県等に対しては、地域の周産期医療体制を確立するため、医療計画策定における周産期医療ネットワークの促進とともに、医療資源の集約化・重点化と地域内協力体制の整備計画を早急に推進することを求めています。

4 助産師の資質の向上と能力開発のための研修を整備・強化します

～助産師の能力開発～

- ・医療安全や生命倫理など、今日的な課題への適切な対応のため、また助産師の専門性が一層発揮されるために、産科医師や助産関連職能団体等と連携して、スキルアップのための研修を整備・強化します。
- ・助産師が助産業務のみならず、育児やリプロダクティブヘルス（性と生殖に関する健康）のサポーターとしても活躍できるよう支援していきます。